

平成十七年政令第百六十九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令

内閣は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第二十六條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（政令で定める外来生物）

第一条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める外来生物は、次に掲げる生物とする。

- 一 別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
- 二 別表第二の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

（個体に含まれるもの）

第二条 法第二条第一項の個体に含まれる政令で定めるものは、孢子とする。

（政令で定める外来生物の器官）

第三条 法第二条第一項の政令で定める器官は、別表第三の種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（要緊急対処特定外来生物）

第四条 法第二条第三項の政令で定める特定外来生物は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第四の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体
- 二 別表第五の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）の個体

（特定外来生物被害防止取締官の資格）

第五条 法第二十六條第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
一 通算して三年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事した者であること。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学、農学、林学、水産学、造園学その他生物による生態系等に係る被害の防止に関して必要な課程を修めて卒業した者（これを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、通算して一年以上生物による生態系等に係る被害の防止に関する行政事務に従事したものであること。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

（法附則第五条第一項の規定による特定外来生物の取扱に関する特例）

第二条 次の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体（法第二条第一項に規定する個体を含む。）以下この条において同じ。）について、当該生物の個体の飼養等（法第一条に規定する飼養等を含む。）を業として行う者のする飼養等が、当該生物の個体（当該生物の個体を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きていないもの及びその加工品を含む。）の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該生物の種類ごとに主務大臣が定める方法によりなされる飼養等である場合（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

種名

1 Trachemys scripta (アカミミガメ)

2 Procambarus clarkii (アメリカザリガニ)

備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

2 前項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、同項に規定する者以外の者のする飼養等が、当該生物の個体の販売又は頒布をする目的以外の目的でなされる飼養等である場合

（法第五条第一項の許可を受けた者が輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場合を除く。）には、当分の間、法第四条の規定は、適用しない。

3 第一項の表の種名の欄に掲げる種に属する生物の個体について、販売若しくは購入又は頒布に当たらない譲渡し等（法第八条に規定する譲渡し等を含む。）をする場合には、当分の間、同条の規定は、適用しない。

附則（平成一七年二月一四日政令第三六二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第一の下欄に掲げられていないもの及び新令別表第二の上欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める器官のうち旧令別表第二の上欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定められていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成一八年七月二日政令第二四〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうち、この政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成一九年八月三日政令第二四六号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 アノリス・アングステイケプスに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成一九年一月一六日政令第三三八号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定外来生物に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうち、この政令による改正前の特定外来生物に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二二年二月二一日政令第二八七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 ムンゴス・ムンゴ（シママングース）に係る特定外来生物についての特定外来生物による被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二三年五月一八日政令第一四二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス及びアノリス・ホモレキスに係る特定外来生物についての特定外来生物による被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二五年七月五日政令第二一五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 カルロスキウリス・フィンライソニイ（フィンレイソニス）に係る特定外来生物についての特定外来生物による被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第

五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二六年五月三〇日政令第二〇一号）

（施行期日）

1 この政令は、特定外来生物による被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年六月十一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 別表第一の第一の改正規定 平成二十六年八月一日

（経過措置）

2 次の各号に掲げる生物に係る改正法による改正後の特定外来生物による被害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項に規定する特定外来生物についての新法第五条第一項の許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、その許可の申請をすることができる。

一 この政令による改正後の特定外来生物による被害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）のうちこの政令による改正前の特定外来生物による被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの（次号に掲げる生物を除く。）及び新令別表第二の中欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の下欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。） この政令の施行の日

二 ブラント・カナデンシス（カナダガン） 前項第二号に掲げる規定の施行の日

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、同項各号に掲げる生物の区分に応じ、当該各号に定める日前においても、新法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

附則（平成二七年一月二五日政令第八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年三月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 ウェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）に係る特定外来生物についての特定外来生物による被害の防止に関する法律（次項において「法」という。）第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附則（平成二七年八月二六日政令第二九八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の特定外来生物による被害の防止に関する法律施行令別表第一の第一の六の（二）のひめぐも科の項に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうち、この政令による改正前の特定外来生物による被害の防止に関する法律施行令別表第一

の第一の六の(二)のひめぐも科の項に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附 則 (平成二十八年八月一八日政令第二八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の下欄に掲げられていないもの並びに新令別表第二の第一の二及び三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物がそれぞれ同表の第一の二及び三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附 則 (平成二十九年九月一日政令第二二三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年一月二七日政令第二八八号)

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年一月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 別表第一の第一の五及び別表第二の第一の三の改正規定 平成三十年四月一日
(経過措置)

2 次の各号に掲げる生物に係る特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下この項及び次項において「法」という。)第二条第一項に規定する特定外来生物)の政令の施行の日(第二号及び第三号に掲げる生物に係る特定外来生物にあつては、前項第二号に定める日。次項において同じ。)前においても、その許可の申請をすることができる。

一 この政令(前項第二号に掲げる規定を除く。以下この号において同じ。)による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。次号及び第三号において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに属する生物

二 前項第二号に掲げる規定による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(次号において「第二号新令」という。)別表第一の第一の五のイに掲げる種に属する生物

三 第二号新令別表第二の第一の三のイの種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、この政令の施行の日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、同日にその効力を生ずる。

附 則 (令和二年九月一六日政令第二八一号)

(施行期日)

1 この政令は、令和二年十一月二日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下この項において同じ。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないもの、新令別表第二の第一の四のイの(一)の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の四のイの(一)の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)及び新令別表第三の12の項から14の項までの種名の欄に掲げる外来生物の種の区分に応じそれぞれ同表の器官の欄に定める器官に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附 則 (令和四年一月二八日政令第三六〇号)

この政令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律(令和四年法律第四十二号)の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年一月二五日政令第一六号)

(施行期日)

1 この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)のうちこの政令による改正前の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令別表第一の種名の欄に掲げられていないものに係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。

3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附 則 (令和五年八月二日政令第二五三号)

(施行期日)

1 この政令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令表第一の第一の六のロの(1)の1の項及び2の項の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。
- 3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

附 則 (令和六年五月三十一日政令第二〇一号)

(施行期日)

- 1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一の第一の四のイの(1)の7の項及びびロの(1)の1の項の種名の欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。)並びに新令別表第二の第一の三のイの(1)の種名の欄の左欄に掲げる種に属する生物が同表の第一の三のイの(1)の種名の欄の右欄に掲げる種に属する生物と交雑することにより生じた生物(その生物の子孫を含む。)に係る特定外来生物についての特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(次項において「法」という。)第五条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、その許可の申請をすることができる。
- 3 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、法第五条第一項の許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

別表第一 外来生物の種(第一条関係)

項	種名
第一	動物界
	一 哺乳綱
	イ カンガルー目
	(1) クスクス科
	1 Trichosurus vulpecula (フクロギツネ)
	ロ 食虫目
	(1) はりねずみ科
	1 Erinaceus 属(ハリネズミ属) 全種
	ハ 霊長目
	(1) おながびる科
	1 Macaca cyclopis (タイワンザル)
	2 Macaca fascicularis (カニクイザル)
	3 Macaca mulatta (アカゲザル)
	ニ 齧歯目
	(1) ヌートリア科
	1 Myocastor coypus (ヌートリア)
	(2) シナ科
	1 Callosciurus erythraeus (クリンハラリス)
	2 Callosciurus finlaysonii (フィンレインリス)

3	Peromys volans (タイリクモモンガ)のうち Peromys volans orii (エゾモモンガ)以外のもの
4	Sciurus carolinensis (トウブハイイロリス)
5	Sciurus vulgaris (キタリス)のうち Sciurus vulgaris orientis (エンリス)以外のもの
(3)	ねずみ科
1	Ondatra zibethicus (マスカラット)
	食肉目
(1)	あらいぐま科
1	Procyon cancrivorus (カニクイアライグマ)
2	Procyon lotor (アライグマ)
(2)	いたち科
1	Mustela vison (アメリカミンク)
(3)	マンゲース科
1	Herpestes auripunctatus (フイリマンゲース)
2	Herpestes javanicus (シヤワマンゲース)
3	Mungos mungo (シママンゲース)
	ハ 偶蹄目
(1)	しか科
1	Axis 属(アキシスジカ属) 全種
2	Cervus 属(シカ属)に属する種のうち Cervus nippon centralis (ホンシユウジカ)・Cervus nippon keramae (ケラマジカ)・Cervus nippon mageshimae (マゲシカ)・Cervus nippon nippon (キユウシユウジカ)・Cervus nippon pulchellus (ツシマシカ)・Cervus nippon yakushimae (ヤクシカ)及び Cervus nippon yessoensis (エンシカ)以外のもの
3	Dama 属(タマシカ属) 全種
4	Elaphurus davidianus (シノウ)
5	Muntiacus reevesi (キョン)
	ニ 鳥綱
	イ かも目
(1)	かも科
1	Breita canadensis (カナダガン)
	ロ ササめ目
(1)	ひよどり科
1	Pycnonotus cafer (シリアカヒヨドリ)
(2)	ちめどり科
1	Garrulax canorus (ガビチヨウ)
2	Garrulax cinereus (ヒゲガビチヨウ)
3	Garrulax perspicillatus (カオグロガビチヨウ)
4	Garrulax sannio (カオシロガビチヨウ)
5	Leiothrix lutea (ソウシチヨウ)
	三 爬虫綱
	イ かめ目
(1)	かみつがめ科
1	Chelydra serpentina (カニツキガメ)
(2)	めまがめ科

1	<i>Trachemys scripta</i> (アカミミガメ)	1	<i>Kaloula pulchra</i> (アジアジムグリガエル)
(3)	いしがめ科	(5)	あかがえる科
1	<i>Maurimyss sinensis</i> (ハナガメ)	1	<i>Rana catesbeiana</i> (ウシガエル)
	ロウカゲ亜目	(6)	あおがえる科
(1)	アガマ科	1	<i>Polypedates leucomystax</i> (シロアゴガエル)
1	<i>Jabalura swinhonis</i> (スウィンホーキノポリトカゲ)	ロ	有尾目
(2)	たてがみカゲ科	(1)	おおさんしょうおろお科
1	<i>Anolis allouga</i> (アノリス・アルログス)	1	<i>Andrias</i> 属(オオサンショウウオ属) に属する種のうち <i>Andrias japonicus</i> (オオサンショウウオ) 以外のもの
2	<i>Anolis altitaceus</i> (アノリス・アルタケウス)	五	条鱗亜綱
3	<i>Anolis angusticeps</i> (アノリス・アングステイケプス)	(1)	ガー科
4	<i>Anolis carolinensis</i> (グリーンアノール)	1	ガー科全種
5	<i>Anolis equestris</i> (ナイトアノール)	ロ	こい目
6	<i>Anolis garmani</i> (ガーマンアノール)	(1)	こい科
7	<i>Anolis homolechis</i> (アノリス・ホモレキス)	1	<i>Acheilognathus macropterus</i> (オオタナゴ)
8	<i>Anolis sagrei</i> (ブラウンアノール)	ハ	なまぎ目
	ハ	(1)	ギギ科
(1)	なみくひ科	1	<i>Tachysurus fulvidraco</i> (コウライギギ)
1	<i>Boiga cyanea</i> (シズリオオガシラ)	(2)	イクトルルス科
2	<i>Boiga cynodon</i> (イヌビオオガシラ)	1	<i>Ameiurus nebulosus</i> (ブラウンブルヘッド)
3	<i>Boiga dendrophila</i> (マングロープヘビ)	2	<i>Ictalurus punctatus</i> (チャネルキャットフィッシュ)
4	<i>Boiga irregularis</i> (マナシオオガシラ)	3	<i>Pylodictis olivaris</i> (フラットヘッドキャットフィッシュ)
5	<i>Boiga nigriceps</i> (ボウシオオガシラ)	(3)	なまぎ科
6	<i>Elaphe taeniura friesi</i> (タイワンスジオ)	1	<i>Silurus glanis</i> (ヨーロッパナマズ)
(2)	くろしこ科	ニ	かわかます目
1	<i>Protobothrops microsquamatus</i> (タイワンハブ)	(1)	かわかます科
	四 両生綱	1	かわかます科全種
	イ 無尾目	ホ	かだやし目
(1)	ひきがえる科	(1)	かだやし科
1	<i>Bufo cognatus</i> (ブレインズヒキガエル)	1	<i>Gambusia affinis</i> (カダヤシ)
2	<i>Bufo guttatus</i> (キンイロヒキガエル)	2	<i>Gambusia holbrooki</i> (ガンブスィア・ホルブプロオキ)
3	<i>Bufo marinus</i> (オオヒキガエル)	ハ	ササギ目
4	<i>Bufo melanostictus</i> (クリグロヒキガエル)	(1)	サンフィッシュ科
5	<i>Bufo punctatus</i> (カカボシヒキガエル)	1	<i>Lepomis macrochirus</i> (ブルーギル)
6	<i>Bufo quercicus</i> (オークヒキガエル)	2	<i>Micropterus dolomieu</i> (ロクチバス)
7	<i>Bufo regularis</i> (アフリカヒキガエル)	3	<i>Micropterus salmoides</i> (オオクチバス)
8	<i>Bufo speciosus</i> (チキサスヒキガエル)	(2)	はせ科
9	<i>Bufo typhonius</i> (ロノヒキガエル)	1	<i>Neogobius melanostomus</i> (ラウンドゴビー)
(2)	あまがえる科	(3)	あかめ科
1	<i>Osteopilus septentrionalis</i> (キューバズツキガエル)	(4)	キロネ科
(3)	ゆびなががえる科	1	<i>Morone americana</i> (ホワイトパーチ)
1	<i>Eleutherodactylus coqui</i> (ロキークヤスガエル)	2	<i>Morone chrysops</i> (ホワイトバス)
2	<i>Eleutherodactylus johnstonei</i> (ジョンストンクヤスガエル)		
3	<i>Eleutherodactylus planirostris</i> (オンシツガエル)		
(4)	こむべりがえる科		

3	Morone saxatilis (ストライプトバス)	6	Solenopsis virulens 種群 (ソレノプスイス・ウイルスレンス種群) 全種
(5)	ハーク科	7	Wasmannia auropunctata (ロカシアリ)
1	Gymnocephalus cernua (ランフ)	(3)	サズメばち科
2	Pera fluviatilis (ヨーロッパアンバーチ)	1	Vespa velutina (ツマアカスズメバチ)
3	Sander lucioperca (バイクパーチ)	七	甲殻綱
(6)	けしき科	イ	トナリ目
1	Siniperca chuatsi (クツギヨ)	(1)	トナリ目
2	Siniperca scherzeri (ロウライクツギヨ)	1	Dikerogammarus villosus (ダイケロガンマルス・ウイルス)
六	昆虫綱	ロ	スズメ目
イ	ちよう目	(1)	スズメ目に科
(1)	たてはちよう科	1	スズメ目に科全種
1	Hestina assimilis (アカボシゴマダラ) のうち Hestina assimilis shirakii (アカボシゴマダラ奄美亜種) 以外のもの	(2)	アメリカスズメ目に科
ロ	甲虫目	1	アメリカスズメ目に科全種
(1)	かみきりむし科	(3)	アジアスズメ目に科
1	Anoplophora glabripennis (ツヤハダゴマダラカシキリ)	1	アジアスズメ目に科に属する種のうち Cambaroides japonicus (ニホンザリガニ) 以外のもの
2	Apriona swainsoni (サビイロクワカシキリ)	(4)	みなみスズメ目に科
3	Atomia bungii (ツブノカツヤカシキリ)	1	みなみスズメ目に科全種
(2)	くわがたむし科	(5)	もくずがに科
1	Neolucanus angulatus (アングラートウスマルバネクワガタ)	1	Eriochelir 属 (モクズガニ属) に属する種のうち Eriochelir japonica (モクズガニ) 及び Eriochelir ogasawaraensis (オガサワラモクズガニ) 以外のもの
2	Neolucanus baladeva (バラデバマルバネクワガタ)	八	くも綱
3	Neolucanus giganteus (ギガンテウスマルバネクワガタ)	イ	なぞり目
4	Neolucanus katsuraorum (カツラマルバネクワガタ)	(1)	きよくとうさぞり科
5	Neolucanus maedai (マエダマルバネクワガタ)	1	きよくとうさぞり科全種
6	Neolucanus maximus (マキシムスマルバネクワガタ)	ロ	くも目
7	Neolucanus perarmatus (ペラルマトウスマルバネクワガタ)	(1)	じようごも科
8	Neolucanus saundersii (サンダースマルバネクワガタ)	1	Atrax 属 (アトラクス属) 全種
9	Neolucanus tanakai (タナカマルバネクワガタ)	2	Hadronyche 属 (ハドロニユケ属) 全種
0	Neolucanus waterhousei (ウォーターハウスマルバネクワガタ)	(2)	いとぐち科
(3)	くわがたむし科	1	Loxosceles gaucha (ロクソスケレス・ガウコ)
1	Cheirtonus 属 (テナガゴガネ属) に属する種のうち Cheirtonus jamber (ヤンバルテナガゴガネ) 以外のもの	2	Loxosceles laeta (ロクソスケレス・ラエタ)
2	Euchinus 属 (クモテナガゴガネ属) 全種	3	Loxosceles reclusa (ロクソスケレス・レクルサ)
3	Propomacrus 属 (ヒメテナガゴガネ属) 全種	(3)	ひめぐも科
ハ	ばち目	1	Latrodectus 属 (ゴケグモ属) に属する種のうち Latrodectus elegans (アカオビゴケグモ) 以外のもの
(1)	みづばち科	九	二枚貝綱
1	Bombus terrestris (セイヨウオオマルハナバチ)	イ	いがい目
(2)	あり科	(1)	いがい科
1	Lepisiota frauenfeldi (ハヤトゲフシアリ)	1	Limoperla 属 (カワヒバリガイ属) 全種
2	Linepithema humile (マルゼンシリアリ)	ロ	ますすだれがいがい目
3	Solenopsis geminata 種群 (ソレノプスイス・ゲミナタ種群) 全種	(1)	かわほととぎすがいがい科
4	Solenopsis saevissima 種群 (ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群) 全種	1	Dreissena bugensis (クワツガガイ)
5	Solenopsis tridens 種群 (ソレノプスイス・トゥリデンス種群) 全種	2	Dreissena polymorpha (カワホトトギスガイ)
		十	腹足綱

イ	ま	ま	い	目
(1)	スベ	ラク	スイ	ダエ科
1	Euglandina	rosea	(ヤマ	ビタチオビ)
十一	渦虫綱			
イ	三岐腸目			
(1)	や	りが	たり	へうずむし科
1	Platydemus	manokwari	(ニュー	ギニアヤリガタリクウズムシ)
第一	植物界			
(1)	ひ	ゆ	科	
1	Alternanthera	philoxeroides	(ナガ	エツルノゲイトウ)
(2)	せ	り	科	
1	Hydrocotyle	ranunculoides	(ブラ	ジルチドメグサ)
(3)	や	ん	ご	科
1	Pistia	stratiotes	(ボタ	ンウキクサ)
(4)	あ	か	う	ぎ
1	Azolla	cristata	(ア	ヅルラ・クリスタタ)
(5)	あ	へ	科	
1	Coreopsis	lanceolata	(オオ	キンケイギク)
2	Gymnocoronis	spilanthoides	(シズ	ヒメワリ)
3	Mikania	micrantha	(ソ	ルコヒメ)
4	Rudbeckia	laciniata	(オオ	ハンゴンソウ)
5	Senecio	madagascariensis	(ナ	ルトサワギク)
(6)	う	り	科	
1	Sioyos	angulatus	(アレ	チウリ)
(7)	も	う	せん	け
1	Drosera	intermedia	(ナ	ガエモウセンゴケ)
(8)	あ	り	の	へ
1	Myriophyllum	aquaticum	(オオ	フサモ)
(9)	た	め	き	ご
1	Utricularia	cf. platensis	(エ	フクレタヌキモ)
2	Utricularia	inflata	(ウ	トウリクラリア・インフラタ)
3	Utricularia	platensis	(ウ	トウリクラリア・プラテンシス)
(10)	あ	か	ば	な
1	Ludwigia	grandiflora	(ル	ドウィギア・グランディフロラ)
(11)	い	ね	科	
1	Ammophila	arenaria	(ビー	チグラス)
2	Spartina	属	(ス	パルティナ属)全種
(12)	う	井	のは	ご
1	Veronica	anagallis-aquatica	(オオ	カワヂンヤ)
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。			
別表第二	交雑するににより生じた生物(第一条関係)			
項	種	名		
第一	動物界			
一	哺乳綱			

イ	霊	長	目	
(1)	お	な	が	
1	Macaca	cyclopis	(タイ	ワンザル)
2	Macaca	mulatta	(ア	カゲザル)
二	爬虫綱			
イ	か	め	目	
(1)	い	し	が	
1	Muremys	sinensis	(ハ	ナガメ)
2	Muremys	sinensis	(ハ	ナガメ)
3	Muremys	sinensis	(ハ	ナガメ)
三	両生綱			
イ	有	尾	目	
(1)	お	お	さん	
1	Andrias	属	(オオ	サンシヨウウオ属)に属する種
四	条鱗亜綱			
イ	ガ	ー	目	
(1)	ガ	ー	科	
1	ガ	ー	科	
ロ	か	わ	か	
(1)	か	わ	か	
1	か	わ	か	
ハ	ず	ぎ	目	
(1)	モ	ロ	ネ	
1	Morone	chrysops	(ホ	ワイトバス)
五	昆虫綱			
イ	は	ち	目	
(1)	あ	り	科	
1	Solenopsis	geminata	種群	
左	欄	に	規	
定	す	る	種	
群	に	属	す	
他	の	種		
ミ	ナ	タ	種	
群	、			
ソ	レ	ノ	プ	
ス	イ	ス	・	
サ	エ	ウ	イ	
シ	イ	シ	マ	
種	群	、		
ソ	レ	ノ	プ	
ス	イ	ス	・	
ト	ウ	リ	デ	
ン	ス	種	群	
及	び			
ソ	レ	ノ	プ	
ス	イ	ス	・	
ウ	ィ	ル	レ	
ン	ス	種	群	
に	属	す	る	
種				
備考	括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。			
別表第三	外来生物の器官(第三条関係)			
項	種	名	器	
1	Alternanthera	philoxeroides	(ナガ	エツルノゲイトウ)
2	Hydrocotyle	ranunculoides	(ブラ	ジルチドメグサ)
3	Pistia	stratiotes	(ボタ	ンウキクサ)
4	Azolla	cristata	(ア	ヅルラ・クリスタタ)
5	Coreopsis	lanceolata	(オオ	キンケイギク)
6	Gymnocoronis	spilanthoides	(シズ	ヒメワリ)
茎、	根			
根				

7	Mikania micrantha (ツルヒヨドリ)	根
8	Rudbeckia laciniata (オオハンゴンソウ)	根
9	Senecio madagascariensis (ナルトサワギク)	茎、根
10	Drosera intermedia (ナガエモウセンゴケ)	茎、根
11	Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)	茎、根
12	Utricularia cf. platensis (エフクレタヌキモ)	茎
13	Utricularia inflata (ウトウリクラリア・インフラタ)	茎
14	Utricularia platensis (ウトウリクラリア・プラテンシス)	茎
15	Ludwigia grandiflora (ルドウイギア・グランディフロラ)	茎、根
16	Ammophila arenaria (ビーチグラス)	根
17	Spartina 属 (スパルティナ属) 全種	茎、根
18	Veronica anagallis-aquatica (オオカワヂンヤ)	根
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。		
別表第四 その個体が必要緊急対処特定外来生物となる外来生物の種 (第四条関係)		
項	種名	
1	Solenopsis geminata 種群 (ソレノプシス・ゲミナタ種群) 全種	
2	Solenopsis saevissima 種群 (ソレノプシス・サエヴィスイマ種群) 全種	
3	Solenopsis tridens 種群 (ソレノプシス・トゥリデンス種群) 全種	
4	Solenopsis virulens 種群 (ソレノプシス・ヴィルレンス種群) 全種	
別表第五 その個体が必要緊急対処特定外来生物となる交雑することにより生じた生物 (第四条関係)		
種名	Solenopsis geminata 種群 (ソレノプシス・ゲミナタ種群)、 Solenopsis saevissima 種群 (ソレノプシス・サエヴィスイマ種群)、 Solenopsis tridens 種群 (ソレノプシス・トゥリデンス種群) 及び Solenopsis virulens 種群 (ソレノプシス・ヴィルレンス種群) に属する種	左欄に規定する種群に属する他の種